

サーキュラーエコノミーの推進に関する連携協定書

千葉市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、サーキュラーエコノミー（循環経済）の実現を目指し、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携協力しながら双方の資源及びネットワークを有効に活用して、市民生活に密着した資源循環の仕組みを構築し、循環型ライフスタイルを創出することにより、サーキュラーエコノミーを推進することを目的とする。（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- （1）ペットボトルの水平リサイクルに関すること。
 - （2）単一素材製品プラスチックの拠点回収・再資源化に関すること。
 - （3）小型充電式電池の安全な分別回収に向けた取り組みに関すること。
 - （4）3 R教育に関すること。
 - （5）その他、本協定の目的達成に資すること。
- 2 乙は、前項に定める事項に係る取り組みの一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。
- 3 本条第1項に定める事項に係る取り組みの具体的な内容等については、甲及び乙が合意の上、決定するとともに、必要に応じて別途書面にて定めるものとする。

（役割）

第3条 甲及び乙は、次の各号に定める役割分担のもと、前条第1項第1号から第4号までの事項について取り組むものとする。

（1）ペットボトルの水平リサイクルに関する役割分担

ア 甲は、分別収集したペットボトルをバール化し、乙の指定する再商品化事業者へ売却するとともに、乙が行うペットボトルの水平リサイクルに関する周知・啓発を行うものとする。

イ 乙は、前記アに基づき売却されたペットボトルが、水平リサイクルされるよう必要な措置を講じるとともに、当該リサイクルペットボトルを使用した飲料製品をプライベートブランドにて販売するものとする。販売にあたっては、千葉市内で回収されたペットボトルが水平リサイクルされていることを表示するよう努め、これに係る表示の時期、内容、方法及び媒体等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。また、当該飲料製品を千葉市内で流通させるものとする。

（2）単一素材製品プラスチックの拠点回収・再資源化に関する役割分担

ア 乙は、千葉市内の店舗において、単一素材製品プラスチックの拠点回収を行うとともに、プラスチックのリサイクルに関する啓発を行うものとする。

イ 甲は、乙の店舗で回収した単一素材製品プラスチックを引き取り、再資源化するものとする。

（3）小型充電式電池の安全な分別回収に向けた取り組みに関する役割分担

ア 乙は、千葉市内の甲及び乙が協議の上定める乙の店舗にある家電売り場等において、小型充電式電池の適正排出に関する周知・啓発をはじめとし、安全な分別回収に向けた取り組みを行うものとする。

イ 甲は、乙が行う取り組みに関し、必要な協力を行うものとする。

（4）3 R教育に関する役割分担

ア 乙は、甲と乙が連携して3 R教育に関するイベントを実施する場合は、甲及び乙が協議の上定める乙の会場を提供するなど必要な協力を行うものとする。

イ 甲は、乙が3 R教育に関する取り組みを実施する場合は、必要な協力を行うものとする。

（協議及び報告）

第4条 甲及び乙は、第2条第1項に定める事項に係る取り組みに関し、必要に応じて連絡、協議及び報告を行うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 甲及び乙は、本協定によって生ずる権利義務を事前の書面による各当事者の承諾なしに第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力にあたり、知り得た当事者の秘密を、当該当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

（本協定の変更）

第7条 甲又は乙から、本協定の内容について変更の申し出があった場合、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（本協定の有効期間及び更新）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の180日前までに甲又は乙から書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は1年間延長されるものとし、以降同様とする。

2 甲又は乙は、本協定の有効期間が満了する日の180日前までに書面をもって相手方に通知し、協議の上、本協定を解除することができる。

（連携協力事項に係る取り組みの実施日）

第9条 第2条第1項に定める事項のうち第1号の事項に係る取り組みは令和8年4月1日から実施し、第2号から第4号までの事項に係る取り組みは協定締結日から実施するものとする。

（その他）

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

令和 7年 6月 2日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長

神谷俊一



乙 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
イオン株式会社
取締役 代表執行役社長 吉田昭夫

